



静岡県公立大学法人

静岡県立大学

# 奨学寄附金 についてのご案内



- 1 奨学寄附金受入の流れ(イメージ)
- 2 寄附金等取扱規程(粹)-1
- 3 奨学寄附金と共同・受託研究契約との違いについて
- 4 寄附金等取扱規程(粹)-2
- 5,6 奨学寄附金 法人税法上のメリット①、②
- 7 お問い合わせ先等

# 1 奨学寄附金受入の流れ(イメージ)



## 2 静岡県公立大学法人寄附金等取扱規程(粹)-1

(寄附金の受入れの手續)

第5条 寄附金の申込みは、寄附金申込書(様式第1号)により、理事長に行うものとする。ただし、理事長は、寄附金の申込みの手續について、必要があると認めるときは、別に定めることができるものとする。

2 奨学寄附金の申込みは、前項の規定にかかわらず、当該寄附金により研究を担当する教員が、所属する学部、研究科、研究院又は短期大学部(以下「学部等」という。)の長を経由して学長に提出するものとする。

3 学長は、奨学寄附金又は研究助成金(以下「奨学寄附金等」という。)の受入れについて、静岡県立大学外部資金受入審査機関に関する規程(平成19年規程第82号)に定める外部資金受入審査機関(以下「外部資金受入審査機関」という。)の意見を聴くものとする。

4 前項の場合において、外部資金受入審査機関は、意見書(様式第2号)を学長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第6条 寄附金の受入れの決定は、理事長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、奨学寄附金等については、学長が、第5条第3項の規定に基づく意見を聴き、その受入れの決定を行う。



### 3 奨学寄附金と共同・受託研究契約との違いについて

#### 共同研究・受託研究・奨学寄附金の違いについて

区分	共同研究	受託研究	奨学寄附金
定義	企業にも研究員がおり、 共同で研究、企業から 研究費の支払い	企業から研究の委託、 研究費の支払い 省庁・独立行政法人・県から の委託	企業等からの寄附
実施範囲	研究成果を共同で取りまとめ	研究成果及び収支報告	制約無し
相手からの申込書の有無	要		
契約書の有無	要		不要
間接経費割合	研究費総額の6%以上 (政府の共通指針は、研究経費の30%)		寄附金総額の6%以上
知的財産の権利帰属	貢献度に応じて、それぞれが 持ち分を持つ	大学に帰属	
研究費の支出内容	研究目的を遂行するために必要な支出内容		制約無し
研究費の執行期限	契約に定められた期日 (年度を跨ぐ場合も有効)		無し

(出所:本学Website)

## 4 静岡県公立大学法人寄附金等取扱規程(粹)-2

(寄附金等の受入れ制限)

第4条 次の各号に掲げる条件が付されている寄附金等は、これを受け入れることができない。

- (1) 寄附金又は研究助成金により取得した財産を寄附者又は研究助成団体に無償で譲与すること。
- (2) 寄附金又は研究助成金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者若しくは研究助成団体に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金による研究の成果を寄附者に報告すること。
- (4) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
- (5) 寄附申込後、寄附者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (6) 寄附金又は研究助成金を受入れることによって法人の財政負担を伴うもの。ただし、

大学の既定予算で賄える場合は、この限りではない。

- (7) その他理事長が特に大学運営上支障があると認めた場合

## 5 奨学寄附金 法人税法上のメリット①

### 寄附金の範囲

(出所: 国税庁タックスアンサー「No.5281 寄附金の範囲と損金不算入の計算」)

寄附金とは、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、法人が行った金銭その他の資産または経済的利益の贈与または無償の供与をいいます。

金銭その他の資産または経済的利益の贈与または無償の供与であっても、法人の事業遂行と直接関係のあると認められる広告宣伝および見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費および福利厚生費とされるものは、寄附金から除かれます(詳しくは、[コード5262「交際費等と寄附金との区分」](#)を参照してください。)

法人税法上の寄附金に該当するかは個々の実態により判断しますが、例えば、社会事業団体、政治団体に対する拠金や神社の祭礼等の寄贈金などのように、事業に直接関係ない者に対する金銭でした贈与は、原則として寄附金として取り扱われます。

また、法人が寄附金として支出したものであっても、法人の役員等が個人として負担すべき性格を持つ支出は、その者に対する給与となり、寄附金から除かれます。

寄附金の額は、金銭で贈与をした場合にはその金銭の額、金銭以外の資産の贈与や経済的な利益の無償の供与の場合には、その贈与や供与の時における時価で計算します。また、低額譲渡等のような場合で、その差額が実質的な贈与等をしたと認められるときは、その差額で計算することとなります。

#### 4 指定寄附金

法人が指定寄附金(公益法人等に対する寄附金で、一定の要件を備えるものとして財務大臣が指定したもの)を支出したときは、原則として支出した金額の全額が損金の額に算入されます。

○大蔵省告示大蔵省告示第百五十四号

地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人に対して支出された寄附金で同法第二十一条第二号に掲げる業務(出資に関するものを除く。)に充てられるものの全額

○地方独立行政法人法

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

二 大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。



奨学寄附金の寄附による、法人税額メリット計算のイメージ

課税所得

$$\text{益金} - \text{寄附金額} \times \text{税率} = \text{法人税額}$$

※こちらのイメージ図は「国税庁タックスアンサー  
「No.5281 寄附金の範囲と損金不算入の計算」」を基に、  
本学で作成したものです。

○本控除手続きには、奨学寄附金の御入金後に本学が交付する「奨学寄附金受領証明書」が必要ですので、紛失されることのないように大切に保管してください。

※ なお詳細は、お住まいの都道府県・市区町村の所管税務署等へお問い合わせください。



## 7 お問い合わせ先等

### 奨学寄附金申込書様式 取得ページ

静岡県公立大学法人 静岡県立大学ホームページから、  
産学連携・地域貢献 > 産学連携 > 共同研究、受託研究、奨学寄附金等について  
へ移動いただきますと、奨学寄附金申込書様式がダウンロード可能です。

URL <https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/cooperation/collaboration/joint-research/>

### お問い合わせ先

御不明な点がございましたら、気軽に御連絡ください。

静岡県公立大学法人 静岡県立大学 地域・産学連携推進室

〒422-8526 静岡県静岡市駿河区谷田52-1

TEL 054-264-5124 FAX 054-264-5099

E-mail [renkei@u-shizuoka-ken.ac.jp](mailto:renkei@u-shizuoka-ken.ac.jp)

WEB <https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/>

### (参考資料 リンク先)

国税庁タックスアンサー「No. 5281 寄附金の範囲と損金不算入額の計算」

URL <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5281.htm>